

露朝関係と日清戦争

佐々木 揚

はじめに

本論文は、露朝関係あるいはロシアの朝鮮政策という角度から日清戦争を捉え直そうとするものである。

筆者は、日清戦争に至るまでの露朝関係について、第1に露朝2国間関係の展開、第2に朝鮮をめぐる国際関係においてロシアが如何なる政策を追求したか、という相互に関連する二つの側面から考察することができると考えている。本論文の第1節は主に第1の側面を扱い、露朝交渉の初期から日清開戦期までの露朝2国間関係を概観する。第2～4節は第2の側面に関するものであり、1884年の露朝修好通商条約調印から日清戦争勃発直後に至るまでの時期について、開国後の朝鮮をめぐる国際関係の推移の中でのロシアの政策を検討する。この際、東アジア現地で行われた外交交渉もさることながら、ロシア本国政府が追求した政策の基調が如何なるものであったかを論ずることに力点を置き、この時期のロシア極東政策は何よりも朝鮮の現状維持を目指す受動的な性格のものであったことを明らかにする。第5節では、これらをふまえて、ロシアの朝鮮政策という角度から、日清戦争勃発を容易にした国際的条件について検討する。

なお筆者は、これまで、“The International Environment at the Time of the Sino-Japanese War(1894-1895),” (Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko, no.42, 1984)、「1880年代における露朝関係」(『韓』106号、1987年)、「イギリス・ロシアからみた日清戦争」(比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争』未来社、1996年)という論文を発表している。また、ロシアを含む欧米諸国の史料と研究文献を整理・紹介し論評を加えた「日清戦争をめぐる国際関係」(『近代中国研究彙報』18号、1996年)や、ロシア極東政策に関する露文史料を翻訳した『19世紀末におけるロシアと中国』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所「東アジア史資料叢刊」第1輯、巖南堂書店、1993年)を刊行している。本論文は、これらに立脚し再考を加えたものであることを、予めお断りしておきたい。

1. 露朝2国間関係の展開

1) 初期の露朝関係

露朝関係を考える場合、ロシアが他の欧米諸国と異なる点は、露朝が国境を接しているということである。即ち、1860年の露清北京条約によってロシアの沿海州領有が決まり、ロシアは豆満(図們)江を境界として朝鮮と隣接するに至った。これよりロシアは、隣接国朝鮮が他国の勢力下に入らぬことを対朝政策の基軸とするようになる。また朝鮮からロシアの援助を求めて国王密使がロシア国境当局へ派遣されたのも、ロシアが国境を接する欧州の大国であるという事実由来のものであった。

1860年代、沿海州には徐々にロシア人の入植が進み、1872年には海軍基地ウラディヴォストークが建設される。これとともに露朝間では、小規模な国境交易や、沃土を求め苛税を免れんとする朝鮮人の露領移住という形で、交流が始まった。しかしながら露朝間の公的外交関係は、日本および米英独の場合より遅れ、1884年ソウルで露朝修好通商条約が調印されたことをもって成立する。

これに至るまで、ロシア政府は、朝鮮の鎖国という現状を維持して開国を求めず、また欧米列国による朝鮮の開国、即ち修好通商条約の締結をなるべく阻止することを方針としていた。何故かといえば、朝鮮が欧米列国と条約を結んで開国すれば、欧米勢力が朝鮮に進出することになり、これは経済的軍事的に弱体な朝鮮隣接のロシア領土に対する脅威になると判断したからであった。

ただ露領沿海州の開発が進むと、そこでの軍隊や住民が必要とする食料とりわけ家畜を朝鮮から購入せねばならず、ロシア政府は露朝国境交易を重視するようになった。これは、1870年代、条約や協定に基づかぬ事実上のバーター交易という形で徐々に発展し、ロシア側ではこれに満足していた。

この間、欧米列国の側からは、朝鮮の開国を目指して、1866年にはフランス艦隊の、1871年にはアメリカ艦隊の朝鮮遠征が行われるが、いずれの場合もロシアはこれに同調しなかった。例えば1871年4月、駐清ウランガリ(A.E. Vlangali)公使は、アメリカ公使ロウ(F. F. Low)から朝鮮へ同行するよう求められた際、朝鮮におけるロシアの利益は米仏のそれとは対立しており、ロシアは朝鮮開国から特に利益を得ることはなく、今は「形勢観望的態度」を維持すべきであると考えて、ロウの提案に同意しなかった。ロシア外務省はウランガリ公使の立場を是認して、彼に朝鮮においては現状を維持するのが有利である旨伝えている。

1876年2月に日朝修好条規が締結されるが、当時朝鮮側では修好条規は旧来の日朝交隣関係を復活させるものと考えていたことと符節するかの如く、ロシア政府においても、日朝修好条規締結はロシアの朝鮮政策を変更せしめる出来事とは受け取られなかった。同年5月13日付の外務省覚書は次のように言う。

「今回の日本の条約は、外務省の見解によれば、何らかの新たな措置をとる必要を生ぜしめるものではない。外務省は、今回も、従来からの形勢観望政策を維持するつもりである。もし他列強が日本の例に倣って再び朝鮮に侵入せんとする場合には、ロシアは、朝鮮の隣接国として、朝鮮で生起する大変動に対し無関心な傍観者であることはできぬであろう。いずれかの外国が朝鮮と条約を締結する場合には、ロシアも、朝鮮国境での通商権益及び将来のそれを保護するために、同様の条約を要求せねばならなくなる。」

ここで予測されている欧米列国の朝鮮との条約締結は間もなく現実のものとなり、ロシアはその形勢観望政策の見直しを迫られることになる。

2) 露朝修好通商条約の締結

周知の如く、朝鮮の欧米への開国は清国の主導の下に実現する。即ち1870年代末、清国政府

は、日本の琉球処分とイリ問題をめぐる露清関係の緊張という状況の下、欧米諸国は通商のみを求め朝鮮に領土的野心を持たぬと判断して、朝鮮にこれらと条約を結ばせ日露の朝鮮進出を阻止するという政策を採用した。北洋大臣李鴻章は、朝鮮政府を説得するとともに、1880年アメリカのシューフェルト(R. W. Shufeldt) 提督が対朝条約締結の任務を帯びて来華した機会を捉え、米朝間の交渉を仲介する。かくして1882年5月、李鴻章が準備させた草案に基づいて米朝修好通商条約が締結され、続いて6月には英朝間及び独朝間でこれと同内容の条約が調印された。

このような動きの中で、当初ロシア政府は米朝条約の締結を妨げんと試みた。ロシア外務省は、1881年6月27日、北京駐在臨時代理公使コヤンデル(A. Koiander) に訓電を發して、朝鮮の対米開国の不利なることを清国政府に説得せよと命ずる。コヤンデルは、総理衙門との会談において、米朝条約の締結は日本の侵略を阻止しえぬ、琉球はかつて米仏と締約したが日本の侵略を阻止しえず、かえってこれは琉球が清国の藩属ではないことを示すものとして、清国の琉球問題への干渉を排除する根拠とされた、と述べ、さらにソウルに外国人が地歩を確立すれば清国の対朝影響力が弱められ、反清勢力がこれに代ることになると論じた。また駐日臨時代理公使ローゼン(R. R. Rosen) も、井上外務卿に対し、アメリカの行動を支持せぬよう申し入れている。

かかる働きかけは結局失敗に終わり、米朝条約締結が不可避となると、ロシア政府も朝鮮と条約を結ばねばならぬと考えるようになった。この際外務省は、当面は米英独と同一の修好通商条約を締結し、後に陸路交易その他の国境問題についての交渉を始めるという方針を定める。しかしながら壬午軍乱とその後の日清両国の朝鮮派兵という事態が出来し、さらに英独両国が関税率などを不満として条約再交渉を決定したために、ロシアの対朝条約交渉は延期を重ねた。結局、1883年11月に新たな英朝及び独朝条約が調印された後、翌84年7月7日ソウルにおいて、ヴェーベル(K. I. Waerber) 全権代表と督辦交渉通商事務金炳始との間で露朝修好通商条約が調印される。この条約は、公使・領事の交換、領事裁判権、協定関税制、片務的最恵国待遇、開港場貿易について規定するなど、1883年11月の英朝条約とほぼ同内容であったが、ただ両国の領事任命権に関する第2条は、ウラディヴォストークへの朝鮮領事任命を阻止するために、他国領事の駐在が認められている開港場に両国は領事を任命しうるとされた。なお米英独の場合と同じく、条約とは別に、朝鮮は清国の属邦ではあるが内治外交とも自主であるという趣旨の朝鮮国王のロシア皇帝あて照会がヴェーベルに手交された。

以上見てきた如く、ロシアは、1880年代初めまで、朝鮮の鎖国という現状の維持を志向していたが、いわば国際関係の急展開に追随して、米英独の後をおって朝鮮と条約を締結し国交を樹立するに至ったといえることができる。

なおこの間、朝鮮の側からも、ロシアに対し条約締結を求める動きが見られた。これは、第1に、1882-83年に来日した朴泳孝・金玉均らの使節団が駐日ロシア公使に、第2には1884年春、朝鮮国王密使がロシア国境当局に対して、露朝条約の締結を要請するという形で行われた。いずれの場合も、壬午軍乱後の清国の重圧から脱するために、隣接国たるロシアとの間で清国の仲介を得ずに条約を締結したい旨を申し入れており、特に朴泳孝・金玉均は朝鮮が自主独立の国家であることを強調していた。

他方ロシア政府は、このような要請を受ける前に対朝条約締結の方針を決定しており、朝鮮からの要請の結果として露朝条約が結ばれたわけではない。しかしながら、朝鮮側からの条約締結要請はロシアに対してのみ見られたのであり、その後も繰り返される保護・援助要請と相俟って、接壤の大国たるロシアへの朝鮮の期待を示すものといえるであろう。

ところで露朝修好通商条約調印は、露朝2国間関係にとり、どのような意味を有したのであろうか。第1に挙ぐべきは、これによって正規の外交関係が成立するという点である。即ち1885年10月、ヴェーベルが朝鮮駐在臨時代理公使兼総領事としてソウルに着任し、批准書交換を行うとともに公使館を開設する。以後彼は、1896年の露館播遷に至るまでソウルに勤務し、外交交渉に当たるとともに朝鮮国王周辺の対露働きかけの窓口としての役割を演じ、朝鮮の政局に少なからぬ影響を及ぼすことになる。

第2に、経済的側面についてみれば、条約は開港場貿易や関税率などについて規定していたけれども、極東ロシア領にはさしたる産業も商船隊も存在しなかった故に、主に元山・ウラディヴォストーク間で行われた露朝間の開港場貿易は日本や清国のそれに比べはるかに小規模なものにとどまることになった。

3) 露朝陸路通商条約の締結

ロシア政府は、当初から開港場貿易にはさほどの期待を寄せておらず、むしろ沿海州への食料とりわけ家畜の供給を確保すべく露朝国境交易を重視しており、まず英朝条約と同内容の条約を結び、その後国境交易に関する条約を締結するという方針を定めていた。ヴェーベルは、1885年10月に着任すると、間もなくこのための交渉を開始する。

この露朝交渉の過程において、清国及び英独米の在朝鮮代表が朝鮮政府に助言を与えまた圧力を加えたが、1888年8月20日に至り、ヴェーベルと督辦交渉通商事務趙秉式により露朝陸路通商条約が締結される。その主な内容は、豆満(図們)江上の慶興を通商に開く、慶興から100朝鮮里以内の範囲では旅券なしに旅行しうる、輸出入とも関税は従価5%—海路貿易では5~20%であった—、慶興にロシア領事館を設置し領事は裁判権を持つ、などであった。

3年に及ぶ交渉で争点となったのは、第1に関税率であり、朝鮮側は引き上げを求めたが、交渉の結果5%と決められた。第2に、1884年の露朝修好通商条約の調印以前に入露した朝鮮人の国籍問題が争点になった。ロシア政府は彼らにロシア国籍を与えており、ロシア側の条約案には、彼らは「ロシアにおいても朝鮮においても、他のロシア国民と同一の権利を享受する」という条文が入っていた。しかしながら朝鮮側は、彼らを朝鮮人と見做してこれを認めず、結局この国籍問題については条約中には規定されなかった。また交渉の過程で、朝鮮側はウラディヴォストークに朝鮮領事を任命して在露朝鮮人を管轄させることを要求したが、ヴェーベルは、1884年露朝条約によれば同地には領事を配置できぬとして要求を拒んでいる。

とまれ陸路通商条約により露朝国境交易は法的裏付けを得ることになった。その後も交易ルートの変動や密輸という問題はあったにせよ、国境交易は概ね安定した形で推移する。なお慶興には結局ロシア領事館は設置されず、南ウスリー地区国境管理官がその職務を代行することになった。

露朝国境交易は、朝鮮人商人が家畜や食料また在露朝鮮人向けの農具・日用品などを輸送・販売し、その代金で繊維製品などを購入して朝鮮に持ち帰るといって行われ、ロシア人商人が朝鮮に赴くことがなかったからである。

2. 朝鮮をめぐる露清間合意

1) 「露朝密約」と不凍港

日清戦争前、露朝間では前述の1884年修好通商条約と1888年陸路通商条約が締結されていたが、これ以外に、露朝間で密約が結ばれたとの風聞が数度流布している。即ち、1885年の「第1次露朝密約」と1886年の「第2次露朝密約」であり、いずれの場合も朝鮮国王の密命を受けていたと推定される。1888年にもロンドンの『タイムズ』が朝鮮保護を約する露朝密約が結ばれた旨を報じたが、これは露朝陸路通商条約の内容が誤り伝えられたものであった。また1891年、金玉均が帰国すると訛伝が流れた際、朝鮮国王はロシア臨時代理公使に列国代表の介入を求めたが、この時にも国王とロシア臨時代理公使との間で朝鮮保護の密約が結ばれたという風聞が広まっている。

いずれの場合にも密約なるものは存在しなかったが、ただ「第1次露朝密約」に際しては、ロシア政府の側にも朝鮮からの働きかけに対し或る程度まで応じるという動きが見られた。以下これについて簡単に記しておこう。

1884年12月の甲申政変の直後より、朝鮮国王周辺から日清に対抗すべくロシアに対し援助要請がなされたが、これは第1にドイツ人メンドルフ(P. G. von Moellendorff)一李鴻章の推薦により朝鮮の外務次官たる協辦交渉通商事務の職に就き海關総稅務司を兼任した一を通じて、第2に朝鮮国王密使のロシア国境当局への依頼という形で、行われた。後者については様々な風聞が流布し、朝鮮政府内部の親清派や日清両国の危惧を強めたが、実際にはこれに対して、露朝修好通商条約の批准書交換、陸路通商問題の解決、及び「外国の企みから朝鮮を守る確実な保障」に関し朝鮮政府と協議するためにロシア政府代表を派遣する、またロシア太平洋艦隊に対し朝鮮沿岸を監視せよとの命令が発せられた、という内容の、朝鮮保護については何らの言質をも与えぬ回答がロシア政府からなされたにすぎなかった。

ロシア政府は、外務次官たるメンドルフの再三の要請—ロシアによる朝鮮保護、朝鮮領土保全の多国間条約締結、あるいはロシア人軍事教官派遣など—の方を重視して、軍事教官派遣については要請に応じる方針に傾き、1885年6月、駐日公使館書記官シュペイエル(A. N. Speyer)に軍事教官招聘条件に関する計画書を作成する任務を与えてソウルへ派遣する。なおメンドルフがロシアの援助の対価として提議した不凍港租借については、ロシア政府がどの程度これを考慮したかは詳らかではなく、シュペイエルはこれにつき交渉することを命ぜられていなかった。とまれ朝鮮政府内部の親清派や朝鮮駐在清国当局の行動によってシュペイエルの使命が失敗に終ると、ロシア政府は朝鮮における不凍港租借の無期延期を決定する。

以上が「第1次露朝密約」の顛末であるが、この間の朝鮮側からの働きかけに対するロシア政府の態度は、ソウルに未だ公使館が開設されておらず、朝鮮の政情に疎いこともあって、かなり慎重

なものであったと言えるであろう。

なお不凍港問題については、1885年4月に始まるイギリスの巨文島占領に触発されて、1886年ロシア海軍省において永興湾(ラザレフ湾) 或いはその北方180露里にある新浦(馬養島)の獲得が検討されていた。だがいずれも机上の研究の域を出るものでなく、露清対立の契機となることなどを理由に、間もなく計画自体が放棄されている。その後、日清戦争勃発に至るまで、極東における不凍港の獲得がロシア政府内部で論議されることはなかった。

前述の如く、初代朝鮮駐在臨時代理公使ヴェーベルは1885年10月ソウルに着任するが、彼がそこで見出したのは、大院君の釈放帰国に伴う清国勢力の優勢と、これに対する国王の不満であった。

かかる状況をふまえて、ギルス(N. K. Giers)外相は、1886年1月28日ヴェーベルに宛て訓令を發し、朝鮮における清国の地位はロシアのそれよりもはるかに強いので、ソウルにあつては慎重に行動せねばならぬとして、次の如く指示した。

「朝鮮問題への清国の武力干渉は、清国による朝鮮併合へと至るやもしれず、我々にとり極めて望ましくない。……貴下は、常にこのことに留意して、朝鮮との良好な関係の確立に全力を集中せねばならぬが、これは我が領土の朝鮮隣接地帯の必要にも副うであらう。また貴下は、朝鮮国王に対し、我々の援助への期待を失わしめることなく、清・朝鮮関係を破壊しかねぬ行動をとらぬよう勸告せねばならぬ。」

朝鮮国王が要請した仁川へのロシア軍艦派遣に関しては、同訓令は、これが国王に「実現不可能な希望」を抱かせ、国王が何らかの「軽率な行動」をとることにならぬかという懸念を示し、これらの点を解明することをヴェーベルに命じた。

以上の如く、1886年初頭、ロシア政府は、朝鮮国王からの援助要請に門戸を閉ざすことは控えながらも、清国の対朝武力干渉さらには朝鮮併合—これは朝鮮に隣接する沿海州の安全を脅かす—を危惧して、朝鮮の清国からの自立志向に対し極めて慎重な態度を持っていたといえる。

2) 露清天津口頭協定

ロシア政府は、朝鮮における清国の優勢がその朝鮮併合へと至るやもしれぬと危惧しながらも、これを阻止する有効な手段を持たなかった。ところが1886年秋、朝鮮の安全保障に関する交渉が露清間で行われ、合意が成立する。

この交渉は、北洋大臣李鴻章が北京駐在臨時代理公使ラデュジェンスキー(N. F. Ladyzhenskii)に提議し、ラデュジェンスキーがロシア外務省の許可を得てこれに応じるという形で始まった。李鴻章が交渉を提議した理由は、第1に、「第2次露朝密約」問題であった。この事件は、1886年8月、清国の支配から脱すべくロシアの保護を求める朝鮮国王密函がヴェーベル代理公使に渡されたというものである。駐劄朝鮮総理事務通商事宜としてソウルに在る袁世凱は、この前より朝鮮には「斥華自主」の動きがあることを李鴻章に報告しており、この機に清国軍の朝鮮派遣、国王廃位を李に進言した。ただ、ヴェーベルが国王密函を受け取ったのは事実であるけれども、李

鴻章から問合せをうけたロシア外務省は、たとえヴェーベルが密函を受領したにせよ政府としては国王の要請を無視する旨を約束した。これでもって「密約」問題は露清間では落ち着いたが、李鴻章は、袁世凱の進言を却けながらも、かかる事態の再発を予防するためには朝鮮問題に関しロシアとの合意が必要であると考えに至ったのであった。

李鴻章が交渉を提議した第2の理由は、イギリスの巨文島占領に関わるものである。ここで巨文島占領問題の経緯を略述しておこう。

イギリス海軍は、アフガニスタン国境での英露衝突に端を発する英露関係の全般的緊張の中で、ウラディヴォストークに拠るロシア太平洋艦隊を牽制するために、1885年4月、朝鮮南方海上の巨文島を占領した。これに関しロシアの新聞・雑誌はしばしば反英的内容の記事を掲載し、イギリスに対抗するために永興湾(ラザレフ港)或いは済州島を占領することを主張した。ロシア政府は、前述の如くメンドルフの提議に発する朝鮮での不凍港租借の無期延期を決定していたが、現実には存在しない不凍港獲得計画を、イギリスをして巨文島から撤退せしめるための圧力として使った。即ち1885年7月31日ロシア外務省は駐清公使に訓電を発して、ロシアは朝鮮の港湾を占領し朝鮮を保護下に置くことを企てているとの噂を流布させるよう命じた。清国政府はロシアの対朝企図を引合いに出してイギリスに巨文島からの早期撤退を求める。イギリス政府は、1886年初頭までには海軍当局が巨文島の長期保有に難色を示すようになっていたこともあり、同年4月、撤退後他国が巨文島を占領せぬとの保障が得られるか、或いは清国がロシアをはじめとする関係列国を誘って朝鮮領土保全の多国間条約を締結する場合、巨文島から撤退する旨回答した。いずれの案によるにせよ、清国にとってはロシアと交渉することが必要となる。

さて朝鮮問題をめぐる李鴻章とラデュジェンスキーの交渉は、1886年9-10月、天津において行われた。この際ラデュジェンスキーは、本国政府の訓令に従い、ロシアは巨文島をはじめ朝鮮の領土を占領する意図を持たぬと述べ、彼と李鴻章の間で、「両国政府は、朝鮮の現在情形を改変せず、並びに永遠に朝鮮境内の土地を占拠せず、を約明す」という内容の協定を結ぶことにつき合意が成立した。しかるに、ここで北京の清朝政府が介入し、朝鮮の現状を改変せずという文言は「将来属国事宜を措置」する際「牽制多きを恐る」として、これを削除するか、しからざる場合には朝鮮は清国の属国であることを明記した条文を協定中に挿入するよう李鴻章に命じた。他方ラデュジェンスキーは、本国政府と電信を往復した上で、協定案の変更はできぬと回答した。かくして結局成文協定は成立せず、李鴻章とラデュジェンスキーの会談は、両者が露清は朝鮮の現状維持と領土不可侵を尊重する旨相互に口頭で声明することで終了した。ロシア政府が「朝鮮の現在情形を改変せず」の削除あるいは清韓宗属関係の明文化を拒んだのは、その承認は現状を越える清国の朝鮮支配をもたらしかねぬと判断したからであった。

とまれロシアは朝鮮の領土を占拠せぬとの保障が清国政府からイギリスに伝えられ、1887年2月イギリス海軍は巨文島から撤収する。

3. 日清戦争前のロシア極東政策

1) 1887年2月の極東問題特別会議

李鴻章・ラデュジェンスキー交渉が口頭協定という形で終わったために、ロシア政府はその後も清国の朝鮮政策に不安・懸念を抱き続けることになった。これは1887年2月7日に開催されたロシア政府の極東問題特別会議に如実に反映されている。

この会議において、沿アムール州総督コルフ(A. N. Korf)は次のように主張した。朝鮮領土の侵略はロシアに利益をもたらさぬばかりか不利な結果を招来する。他方、日清両国は朝鮮を狙っているが、日本は、朝鮮を侵略すれば、島国としての位置に由来する有利性を失うことになろう。それ故、朝鮮侵略は日本よりも清国、それも清国陸軍がイギリスの支援を受けて朝鮮を占領するという形でのなされる可能性が強い。ロシアは、清国の企図に対し対抗措置をとらねばならぬが、清国との武力衝突は避け、専ら平和的手段によって目的を達成せねばならぬ。

一方ウランガリ外務次官—1864-73年に駐清公使を務め中国事情に通じていた—は、清国に朝鮮侵略の意図があることを否定し、清国はロシアに非常な疑惑の念を抱いているから、ロシアは現在の国境線を変更する意志を持たぬことを清国政府に確信させ、露清関係を改善するのがよいと提言した。

とまれ会議は、前年の露清天津口頭協定を成文化すべく清国政府との交渉を試みるよう駐清ロシア公使に命ずることを決定し、その際、もし総理衙門が現実の情勢と相容れない要求を出さぬならば、清韓宗属関係に関する文言を挿入してもよいとした。また会議は在極東の軍備、特に太平洋艦隊の増強をも決議している。

1887年3月、駐清ロシア公使クマニ(A. M. Kumani)は、総理衙門がロシア太平洋艦隊の増強に不安を表明した際、増強問題は未決定であると回答するとともに、もし清国が過度の要求を出さぬならばロシアは朝鮮領土不侵略の成文協定を結んでもよい旨伝えた。同年8月には、北洋大臣李鴻章も総理衙門に対しロシア側の意向に応じて天津口頭協定の成文化を試みるよう勧めたが、これらはいずれも清国政府を動かすには至らなかったのであった。

2) 1888年5月の極東問題特別会議

次いで1888年5月8日、沿アムール州総督コルフと外務省アジア局長ジノヴィエフ(I. A. Zinoviev)により極東問題特別会議が開催される。この会議は、極東露領の現地当局と極東諸国駐在のロシア外交官の行動様式を統一するために、極東の政治情勢に対するロシア政府の見解を明らかにすることを目的としており、その決定は以後のロシア極東政策の指針となるものであった。以下これについてやや詳しく見てみよう。

会議は、極東におけるロシアの政治的利益は朝鮮の地理的位置の故に主として朝鮮をめぐってのものとなっていることを前提として、次の3点にわたり朝鮮問題を検討した。

第1に、ロシアによる朝鮮獲得については、朝鮮は経済的に貧しく、軍事的には長い海岸線の故に防衛困難であり、外交的には朝鮮侵略は英清との決裂をもたらすとして、このようなことを行なってはならぬと決議した。

第2に会議は、朝鮮自体は弱小国であるとしても、もしそれが日清いずれかの支配の下に入らばロシアに対する脅威になるとして、日清両国の朝鮮政策を検討し、先ず日本について次にように判断した。1885年の日清天津条約締結後、日本は朝鮮に対する野望を放棄したが、最近再び清国の朝鮮侵略を防遏するための方策を考えている。かかる日本の政策路線はロシア政府の見解と全く一致し、ロシアはこの日本の路線を支持せねばならない。

清国の朝鮮政策については、会議は次のように分析した。清国は朝鮮の運命に対し、より強い影響力を有している。両国間の宗属関係が伝統的性格のものにとどまるならば、それに反対する理由はないが、最近清国は朝鮮内政に対する統制を強化し、いずれ朝鮮を清国の一部にしてしまうことさえ狙っている。これが実現するならば、露領沿海州は大変な危険にさらされることになる。列国は朝鮮に関心がなく清国と友好関係を保つことに腐心しており、とりわけイギリスは、清国を英露衝突に際しての同盟国と見做して、その企みを鼓舞している。

第3に会議は、かかる清国の対朝策謀に対抗する方策を検討し、ロシアの対朝意図に関する清国の疑念を除去すべく努めるとともに、ロシアは1886年の露清天津口頭協定に満足していることを清国に理解せしめ、且つ外交的手段によって同協定を清国に遵守させるようにせねばならぬとした。なお、露清天津交渉は清韓宗属関係をめぐる不一致によって成文協定成立に至らなかったのであるが、会議は、宗属問題について、両国間に存在する伝統的紐帯は拒まぬとしながらも、天津交渉の時と同じく、清国がその明確化を求める際には、できる限りこの微妙な問題に触れるのを避けねばならぬと決議した。

ところで日清天津条約は朝鮮で内乱が起こった際の日清両国の派兵について規定しており、また露清天津交渉においても李鴻章は朝鮮への一時派兵に言及していた。

それでは清国の朝鮮出兵という事態が発生すればロシアはどのように対処すべきか。会議は、その際には露清天津口頭協定に則り派兵目的につき清国に説明を求め、ロシアは清国軍が任務を達成し次第撤兵することを期待する旨言明すべきであるとする。そしてもし清国が朝鮮を恒久的に制圧するようなことになれば、中国海域での海軍の示威あるいはロシア国境近くの朝鮮海岸地方の一時的占領といった措置をとることとした。ただしこれはあくまでもやむをえざる場合であり、会議は、かかる事態に至るのを避けるために、朝鮮政府に対し対清関係の改変など清国の介入の口実となりかねぬことを行わぬよう勧告せねばならぬと決定した。

以上のように、1888年5月の極東問題特別会議は、露領沿海州の安全確保という見地から、露清天津交渉の際に李鴻章と約した朝鮮現状維持をロシア極東政策の基軸とするとともに、これへの脅威はイギリスの支持を得た清国の側から来るとの判断に基づき、対清関係の調整を志向するものであった。ここにおいては日本の朝鮮侵略の可能性はほとんど無視され、朝鮮問題についての日露の利害は清国への対抗という点において一致するとされていたのであった。

3) 露清ペテルブルク交渉とその後

1888年5月特別会議の終了後、ロシア政府は、その決定を極東諸国駐在外交官へ伝えるとともに、8月頃ペテルブルクの清国公使館に対し、露清が朝鮮領土保全に関する成文条約を結び英

日などにもこれへの参加を勧誘することを提議した。この前後、前述の如く露朝陸路通商条約締結に関連して露朝間で保護密約が結ばれたとの訛伝が流布する。かかる中で、総理衙門から諮問を受けた北洋大臣李鴻章は、露清条約を締結すれば朝鮮内部における対露接近の動きを予防することにもなるとして、露清天津交渉を受け継ぎロシアの提議に応じて対露交渉を進めるべきであるとの意見を具申した。その後1889年1月までペテルブルクにおいて交渉が行われたが、おそらく総理衙門が清韓宗属関係の明文化にこだわったが故に、結局成文条約を生むことなく終わっている。

ペテルブルク交渉が無期延期となってより以後、日清開戦に至るまで、ロシア政府が朝鮮に関する条約の締結を清国に働きかけるということは最早見られなくなる。この間ロシア政府が1888年5月特別会議で決定された朝鮮現状推持を極東政策の指針とし、且つ朝鮮に対する脅威は日本よりも清国の側から来るという判断を持ち続けていたことは、この時期の駐清及び駐日公使宛て訓令から知られるところである。

即ち1891年に着任するカッシニ(A. P. Cassini)駐清公使宛ての同年5月19日付訓令は、「朝鮮問題が極東における最重要の政治問題である」と述べた上で、清国との衝突は極めて望ましくないとしながらも、清国の朝鮮支配に対抗するために、「あらゆる手段をもって、度々の変動にさらされてきた朝鮮国内秩序の安定と確立、及び朝鮮半島の独立の維持を助けること」がロシアの利益に適うと指示していた。

また1893年に着任するヒトロヴォ(M. A. Hitrovo)駐日公使宛ての1892年9月20日付訓令は次のように述べる。

「朝鮮に関する我々の希望は、その独立の維持ということことである。我々は、できる限り朝鮮国内体制の強化を助けるけれども、同時に、公然と朝鮮問題に介入することを望まぬ。他方日本は清国の朝鮮侵略を恐れているから、少なくとも清国の朝鮮侵略に対して我々が反対であるという点に関しては、日本は我々の政策路線に協調するであろうと思われる。」

さらにヒトロヴォ宛訓令は、前年の大津事件はロシアの対日友好を変えるものではなく、日露間には原則的な利害対立は何ら存在しないとして、対日友好関係の維持・強化を指示していた。

これらの訓令に見られる、清国の朝鮮支配に対抗すべく朝鮮の独立と国内体制の強化を助けるという指針は、次節で述べる如く日清開戦期カッシニ、ヒトロヴォ両公使が日清露3国委員会による朝鮮内政改革を提案する際の下地となったと考えられる。

以上のように、日清戦争前のロシア極東政策は、朝鮮現状推持を主目標とする、いわば消極的性格のものであった。これは当時のロシア極東領土の弱体性を反映していた。即ち、当時シベリア横断鉄道は未だ存在せず—1891年に建設が決定される—、ロシア極東領土は主として海路で欧露と結ばれていた。その人口は希薄で兵力も少なく—1895年においてもそれぞれ150万と3万であった—、工業は存在せず、食料自給も困難であった。ウラディヴォストーク港は冬期4ヵ月間結氷し、この間ロシア太平洋艦隊は日本の港湾で過冬していた。かかる状況の下では、ロシア極東政策は

消極的たらざるをえなかったのである。

4. 日清開戦期のロシア外交

1) ロシアの日清間調停

朝鮮における所謂東学党の乱の拡大により、1894年6月初頭、日清両国は朝鮮へ派兵するが、当初、極東諸国駐在のロシア外交官は、日本よりも清国の出兵に対し懸念を抱いた。例えば駐朝ヴェーベル代理公使は、6月8日、天津にて北洋大臣李鴻章と会見した際、清国は果敢なる処置をとるために反乱についての情報を故意に誇張しているとの判断に基づいて、李鴻章に対し派兵がもたらしかねぬ危険な結果について語り、反乱が鎮圧され次第直ちに撤兵することを勧めていた。カッシニ駐清公使も清国の出兵は「ロシアの敵に好印象」を与えると考えており、他方日本の派兵については駐清臨時代理公使小村寿太郎に対しその必要を認めていた。このような見方は、朝鮮の現状に対する脅威はイギリスの支持を得た清国の側から来るという年来のロシア政府の判断に沿ったものであったといえる。

かかる中で、6月20日、李鴻章はカッシニ公使に対し、1886年の露清天津口頭協定を援用して、日清同時撤兵を実現するためにロシアが日本に申し入れることを求めた。それまで李鴻章は、派兵は宗主国による属邦保護の旧例に従い朝鮮の要請により行なったものであってロシアとは無関係である旨ヴェーベルらに伝えていたのであるが、日本が速やかに大兵力を派遣して仁川に上陸させ、さらに6月16日、朝鮮内政の共同改革を提議するという予想外の事態に直面するに及んで、対露方針を転換してロシアに調停を求めるに至ったのであった。

ロシア政府は、それまで朝鮮の現状に対する脅威は清国から来ると考え、天津口頭協定を露清が遵守して朝鮮の現状を維持することを極東政策の基軸としていたので、同協定を援用しての李鴻章の要請には直ちに応じた。6月25日ギルス外相は、ヒロヴォ駐日公使を通じて陸奥外相に対し、同時撤兵につき清国と合意するよう申し入れる。これに対し陸奥外相は、朝鮮内政改革の必要を力説して無条件撤兵はできぬと回答した。ここにおいてギルス外相は、日清両国の主張が食い違っているのを知り、李鴻章の要請による調停は日清双方が同意せぬ限り行いえずと判断し、調停の試みを打切ることに決した。なお朝鮮政府が英露独仏米の在朝代表に対し日清両国軍の撤退を実現してほしいと要請していたので、これには応じ、30日再度日本に撤兵を求めた。とまれロシア政府は、日清紛争を単独で調停するという努力は短時日のうちに中止し、その後これを再開することはなかった。

2) 日清露3国委員会案

他方、駐清カッシニ、駐日ヒロヴォ両公使は、相互に連絡をとって、本国政府の方針とは異なる企てを試みる。即ち両公使は、6月末、当初の見方を一変させて戦争を挑発しているのは日本であるとの判断に基づき、日清露3国委員会を組織してこれが朝鮮内政改革に当たるという計画を立案した。この計画は、日本に朝鮮内政改革実施の保障を与えてその撤兵拒否・単独内政改革実施の根拠を奪い、且つ朝鮮の隣接国であるロシアの朝鮮問題に対する発言権の確保を狙ったも

のであった。

カッシニ公使は、3国委員会案につき李鴻章との間で協議を開始し、7月3日ギルス外相に宛て電報を発して、この案は「露日にとり極めて有利であり、これによって将来朝鮮における秩序の維持が確保されるとともに清国の優勢が除去されよう。且つこれは、いずれの国のものであれ朝鮮王国保全を侵害せんとする企てに対抗する上で、唯一の確実な保障となるであろう」と述べ、その採用を進言した。3国委員会案は、ロシア本国政府の指示によらず、カッシニ、ヒトロヴォ両公使が発案したものであるが、前節で引用した両公使任命の際の訓令の趣旨には沿っていたといえる。

しかしながら、ギルス外相は、報告を受けると、3国委員会案は朝鮮をめぐる日清紛争においてロシアを清国側に立たせ日本と敵対させることを狙った李鴻章の策略であると判断し、7月7日カッシニ公使に対し訓電を発して3国委員会案を却下し朝鮮内政不介入を命じた。この決定は、1888年5月特別会議以来の、朝鮮における清国の優勢を前提とする対清不信・対日友好路線の直接の延長線上に位置するものであって、清国でなく日本が戦争を挑発しているという情勢判断に立脚するカッシニ、ヒトロヴォ両公使の進言は本国政府の既定路線を変更せしめることができなかったものであった。

この間日本は大兵力を背景に朝鮮政府に対し内政改革を迫り、また北京での日清交渉も7月9日決裂して、以後日清両国は急速に戦争への道を歩み始めた。

それではロシア政府は日清対立の激化に如何に対処したか。7月22日ロシア政府はイギリスが進めていた和平工作—朝鮮駐留日清両国軍の相互分離・暫時駐兵案—に協力することを決定した。これまでロシア政府はイギリスの動きに不信の目を向け、イギリス政府も同様にロシアがこの機に朝鮮問題に単独で介入するのではないかと懸念を抱いていた。ロシアにとり朝鮮における日清戦争の勃発は望ましいものでなかったが、これを阻止する有効な手段もなく、イギリスの要請に応じる外なかったのである。

かくして日清紛争において英露は初めて協調し、且つ独仏伊もこれに加わり、日清両国政府に対するこれら諸国公使の働きかけが始まるが、この頃には豊島沖海戦でもって日清両国は戦争状態に入っていたのであった。

3) 日清開戦直後のロシア極東政策

イギリス政府は、日清開戦前、陸海軍当局からの情報により、日清が戦えば日本が勝利するであろうと予測していたが、ロシア政府は、開戦当初、戦局の行方について確かな見通しを持たなかった。

ギルス外相の8月7日付覚書は、戦争が朝鮮北東部の露領隣接地域に波及せぬことが重要であるとした上で、もし清国が勝利を収めた場合には、朝鮮の領土不可侵を約した1886年の露清天津口頭協定を復活させて清国軍を朝鮮から撤退させねばならぬと記していた。他方日本が勝利する場合については、覚書は、日本が朝鮮侵略によって強大化することはいま、もし露清と直接国境を接するようになれば、日本は島国としての位置に由来する有利性を失うことになろう、と述べている。因みに、この文言は前述の1887年2月極東問題特別会議の議事録に記されているもので

あり、このような見方がロシア政府には一貫して存在したことが推測される。ただギルス覚書は、日本は朝鮮を占領するならば朝鮮海峡を封鎖しうることになり、これはロシア太平洋艦隊にとり重大な問題となるとして、かかる場合には朝鮮海峡航行権問題につき日本と交渉せねばならぬと記していた。

次いで8月21日、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、大蔵大臣、外務次官、アジア局長が出席する極東問題特別会議が開催された。この会議に関係各省の大臣が出席したことには、ロシア政府内部における極東問題の比重の増大が反映されていると言ってよい。

会議冒頭、ギルス外相は、日清紛争の経過とこれに対しロシアがとった措置、即ち李鴻章の依頼による対日申し入れ、日清露3国委員会案の却下、イギリスが提議した朝鮮駐留日清両国軍の相互分離・暫時駐兵案への協力について略述した後、今後ロシアは戦争に介入せず且つ日清いずれに対しても好意を示すことなく、イギリスその他の列国と協力して、日清に対し停戦と朝鮮現状維持を基礎とする早期講和を働きかけねばならぬ、という方針を示した。なおギルス外相は、日本が朝鮮南部を支配して朝鮮海峡を封鎖する可能性があることにも言及したが、「朝鮮現状維持は、日清両国とも朝鮮領土保全を犯すことを望まぬと保証しているので、実現可能であると思われる」との見通しを述べている。

他方ギルス外相以外の出席者からは異なった意見も出された。例えばヴィッテ(S. Y. Vitte)蔵相は、日清いずれかが勝利を得た場合イギリスが干渉してくる恐れがあるとして、これに対する準備をせねばならぬと発言した。またヴァンノフスキー(P. S. Vannovskii)陸相は、現状では日本が優勢であり、日本は朝鮮を支配するようになればロシアにとり危険な隣国となろう、一方清国はイギリスとの同盟を求めるかもしれぬ、と述べた。

結局会議は、ギルス外相の見通しと方針を基本的に了承して、ロシアは日清戦争に対し積極的介入を行わず、関係列国との協調を継続して早期停戦を目指す、露朝国境にまで戦闘が及ばぬよう日清両国に注意を促す、戦争の望ましい結末は朝鮮現状維持である、といった諸点を決議した。

以上の如く、日清開戦当初、ロシア政府は、1888年5月特別会議以来の政策路線を踏襲して、ロシア極東政策の基軸である朝鮮現状維持を脅かす恐れのある事態として日清戦争を捉えた。またその主たる注意は、相変らず露領沿海州の安全確保に向けられていた。ロシア政府は、日本が圧勝して満州に侵入し、さらにその南部の併合を企てるなどということを予測しておらず、また自らがこの機会に乗じて極東における現状の変更を目指す積極策に出ることも考えていなかったのであった。

5. 露朝関係と朝鮮の安全保障

1) 露朝関係と日清戦争の勃発

ここで露朝関係が日清戦争にとり如何なる意味を有したかを考えてみよう。

第1に、露朝2国間関係という側面についてみれば、日清開戦前、露朝国境交易の維持と露領沿海州の安全確保がロシアにとっての課題であった。1888年露朝陸路通商条約の締結後、交易

ルートの変動、課税と密輸、また在露朝鮮人の国籍という問題が発生、残存したけれども、これらは両国間関係ましてや日清戦争に対し特に影響を及ぼすものではなかった。

また日清戦争が始まると、ロシア政府は露朝国境に戦火が及ばぬことを重視し、1894年10月ヒトロヴォ公使を通じ陸奥外相に対して、日本政府には軍隊を豆満江付近の地に上陸させる意があるか否かを問い合わせている。日本側では露朝国境方面での作戦は考えられていなかったのも、ロシアの懸念は杞憂であったといえる。

第2に、朝鮮をめぐる国際関係におけるロシアという視角からみるならば、1880年代末以来、ロシア政府の基本的立場は、イギリスの支持を得た清国の朝鮮支配を警戒しつつ、清国との間で伝統的な宗属関係を持ちながらも独立国であるという朝鮮の現状を維持する、というものであった。それ故、朝鮮における戦争の勃発はロシアの望むところでなく、ロシア政府は日清間の調停を試みるが戦争阻止に向けて特に積極的な行動に出ることはなかった。この点、イギリスは、朝鮮への関心はロシアより弱かったけれども、日清紛争に対する連合干渉を露独仏米に提議するなど、より活発な外交を展開したといえる。とまれ英露とも日清戦争の勃発を阻止することには成功しなかったものであった。

2) 朝鮮の安全保障をめぐる

朝鮮の安全保障あるいはその国際的位置の安定化に関しては、1880年代より様々な案や構想が見られた。次に若干の例を挙げてみよう。

甲申政変の直後、駐朝ドイツ副領事バトラー(H. Budler)は、井上馨外務卿や朝鮮及び清国の当局者に対し、スイスをモデルとする朝鮮永世中立化を日清露が保障するという案を提示していた。この前後、「第1次露朝密約」問題の中心人物であったメンドルフは、在極東のロシア外交官・武官に対し、ロシアの朝鮮保護を要請するとともに、露英日による朝鮮共同保護、朝鮮独立を保障する多国間条約、朝鮮の中立・領土保全を保障する露清日協定などを提案していた。

またイギリス外務省は、1886年4月、巨文島問題をめぐる対清交渉の中で、巨文島撤退の条件として、清国がロシアをはじめとする列国を誘って朝鮮領土保全の多国間条約を締結することを提案していた。駐英公使曾紀沢はこの案の受け容れを勧めたけれども、総理衙門は必ずしも賛成せず、北洋大臣李鴻章に対応を委ねている。

日本においては、1882年の壬午軍乱の直後に井上毅が日清米英独による朝鮮の中立国化の共同保障を唱えており、大澤博明は、以後1894年2月に至るまで日本の朝鮮政策は朝鮮永世中立化論を軸としていたと論じている。大澤の議論の当否はともかくとして、日本政府当局者や民間の新聞・雑誌により様々な朝鮮中立化構想が唱えられたのは事実であろう。

しかしながら、以上のような提案や論は結局のところ案・構想の域を出なかったものであり、正規の国家間の外交交渉の議題となったわけではなかった。

他方ロシアの場合、1886年の露清天津交渉、また1888-89年の露清ペテルブルク交渉において朝鮮不可侵条約の締結を協議していた。特に1886年の場合には、交渉当事者たる李鴻章とラデュジェンスキーの間で成文協定の作成が合意されながらも、北京の清朝政府が清韓宗属関係の明

文化を求めたために口頭協定という形で終わっていた。その後ロシア政府は天津口頭協定の成文条約化を試みるが成功しなかった。とまれ朝鮮の安全保障に関する国際的な合意は露清間の口頭協定しか存在しなかったのである。

日清開戦期、前述の如く李鴻章は天津口頭協定を援用してロシアに調停を求め、ロシア政府もいったんこれに応じて日本に日清同時撤兵を申し入れている。他方日本政府は、開戦外交を展開するに際し露清天津口頭協定を考慮に入れた形跡はなく、さらには同口頭協定の存在自体を知っていたかどうかも詳らかでない。西駐露公使は1894年6月23日付の陸奥外相宛て電報で「数月前露国政府は清国政府に向けて露国は朝鮮の国政に干渉することなく又該国の独立を侵さざるべき旨を約したりと聞けり」という伝聞による不確実な情報を送っているが、陸奥外相がこれをどのように受け止めたかは不明である。かくてロシア政府が極東政策の基礎に置き李鴻章が期待を寄せた露清天津口頭協定は、日清開戦過程において特段の役割を果たすことがなかったと言える。

ところで、もし1886年の天津交渉あるいは1888-89年のペテルブルク交渉において朝鮮不可侵・現状維持を約する成文条約が締結されていたならば、事態はどのように推移したであろうか。露清間に成文条約が存在し、特に1888年のロシア側提案の如く英日などへもこれへの参加を呼びかけていたならば、イギリスは条約に加入したであろうと思われる。何故ならば、1886年4月イギリス外務省は、朝鮮領土保全の多国間条約の締結を清国に対し正式に提案していたからである。

日本についても、大澤博明が論ずる如く朝鮮永世中立化が日本の朝鮮政策の基軸であったとすれば、かかる条約に加入した公算が大きいであろう。たとえ日本が加入しなくとも、露清英の間に朝鮮不可侵・現状維持を約する成文条約が存在すれば、これは日本の朝鮮出兵・対清開戦に対する抑止力として働いたと思われる。日清戦争前の日本にとって、露英という大国が加入する明文の条約を一方的に無視することは容易でなかったはずである。

清国にあつては、北洋大臣李鴻章や駐英公使で後に総理衙門大臣となる曾紀沢といった有力官僚が朝鮮領土保全の成文条約の締結に賛成していた。結局、北京の清朝政府が対露交渉に際しての李鴻章の柔軟な姿勢を抑え、清韓宗属関係の明文化に固執したために、露清間には口頭協定という不安定な合意しか存在せず、このことが日清開戦を容易にした国際的要因の一つであると考えるとよいであろう。

周知の如く、清韓宗属関係をどのように捉えるかは、朝鮮を日本と対等の自主の邦と規定した日朝修好条規の締結以来、日朝関係また日清関係において障害となってきた問題であった。朝鮮をめぐる露清関係という側面からこれを見ても、とりわけ1880年代後半以降における清国の対朝宗主権の強化は、朝鮮の対米欧開国を主導した李鴻章の思惑を越えて、朝鮮の国際的位置の安定化を妨げることになったといえる。

おわりに—三国干渉とロシア極東政策の転換

前述のように、ロシア政府は、日清開戦の直前、戦争阻止のためにイギリスと協調することを決定していた。日清が相互に宣戦を布告した1894年8月1日、キンバレー(J. W. Kimberley)英外相はロシア政府に対し、英露協調の継続を希望するとともに、日清に対する列国共同抗議及び中立国の

通商保護のための在極東英露艦隊相互間の連絡確保を提議した。ギルス露外相は日清への共同抗議は既に時機を逸したと判断したが、英露艦隊の協力要請には応じ、以後もイギリスとともに和平努力を継続することに同意した。ただ英露協調とはいっても、明文の条約や協定に基づくわけではなく、両国外相間の合意という枠を越えるものではなかった。且つ英露は根底では相互に不信感を抱いていたことは勿論である。

しかしながら英露協調は、不安定ながらも日清戦争の期間中継続する。日本の優勢が決定的となった1894年10月、イギリスが対日和平勧告を行うことを露独仏米に提議すると、ロシアは列国中最も好意的な対応を示した。また1895年1月にはロシアが英仏に対し日本に講和を勧告し且つその条件を開示すべく申し入れることを提議したが、イギリスは直ちにこれに応じ露仏とともに対日申し入れを行なっている。結局英露協調は、4月初め下関講和会議において日本が提示した講和条約案—遼東半島割譲を含む—に反対しないという決定をイギリス政府が下したことにより、崩壊する。

ところでロシア政府は、日清開戦に至るまで、極東問題とは何よりも朝鮮問題でありロシアは清国の優勢に対抗して朝鮮現状維持に努めねばならぬと考えていた。しかるに日本軍が清国軍を駆逐して朝鮮を制圧すると、戦前の予測とは異なり日本こそが朝鮮の現状を破壊するかもしれぬという可能性が現実味を増すようになった。さらに日本軍が鴨緑江を渡河して満州に侵入し、また遼東半島を占領するに至ると、極東問題とは何よりも朝鮮問題であるというロシア極東政策の前提は大きく揺らぐことになる。

しかしながら、1895年2月1日に開催された極東問題特別会議においては、講和条件を秘匿している日本の意図に対し疑念が表明されたものの、相変らず朝鮮独立がロシアにとっての最重要課題であるとされ、且つ朝鮮独立を侵犯せぬという日本の約束は当面信頼しうるとの意見が優勢を占めた。会議では、朝鮮の港湾や島の獲得という案は否定され、不測の事態に備えてロシア太平洋艦隊を増強するとともに、日本が講和交渉において過度の要求を提示する場合、日本に圧力を加えるために英仏との協調を確保しておくことが決定された。その後、英仏露の協調にドイツが参加したい旨を提議する。

かかる状況の下、4月初め日本が遼東半島割譲を含む講和条約案を開示すると、4月8日ロシアは遼東半島放棄を日本に勧告することを英独仏に提案した。独仏はこれに同意したが、イギリスは対日武力行使はできぬという判断に立ち、これを拒んだ。ロシア政府は11日特別会議を開き、イギリス不参加の下でも対日勧告を行うか、あるいは日本の遼東半島領有を認めてロシアも朝鮮の港湾や満州の一部の獲得といった代償を得るか、を検討した。この際ヴィッテ蔵相は、日本の対清戦争はシベリア鉄道建設の結果でありロシアを指向したものであると論じ、同鉄道の建設により近未来の清国分割競争でロシアが優位を占めるという観点に立って、今は日本に対し武力を行使してでも干渉を行い、日本の南満州進出—これは早晩日露衝突をもたらす—を阻むべきであると主張した。会議はこの主張を採用して対日干渉を決定し、独仏の同意を得て、4月23日に三国干渉が実現する。

対日干渉を行うというロシア政府の決定は、二重の意味でロシア極東政策の転機を画した。第1

に、極東問題とは何よりも朝鮮問題であるという従来の捉え方は後景へ退き、以後ロシア極東政策は主として満州進出に関わるものとなる。第2に、日清戦争前の対清不信・対日友好路線は対清友好・日露対立路線へと一変した。ロシアは、三国干渉によって親露姿勢を強めた清国との間で1896年6月に日本を仮想敵国とする露清同盟条約を締結し、これによってシベリア鉄道の満州横断を清国に承認させ、以後鉄道を軸とする満州進出計画を推進することになる。

主要参考文献

- 大澤博明「明治外交と朝鮮永世中立化構想の展開—1882～84年」『熊本法学』83号、1995年。
- 同 「朝鮮永世中立化構想と近代日本外交」『青丘学術論集』12集、1998年。
- 岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年。
- 佐々木揚「日清戦争後の清国の対露政策—1896年の露清同盟条約の成立をめぐって」『東洋学報』59巻1・2号、1977年。
- 同 「1895年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」『史学雑誌』88編7号、1979年。
- 同 「日清戦争前の朝鮮をめぐる露清関係—1886年の露清天津交渉を中心として」『佐賀大学教育学部研究論文集』28集1号、1980年。
- 同 「イギリス極東政策と日清開戦」同論文集 29集1号、1981年。
- 同 「ロシア極東政策と日清開戦」同論文集 30集1号、1982年。
- 同 「1880年代における露朝関係—1885年の「第1次露朝密約」を中心として」『韓』106号、1987年。
- 同 「イギリス・ロシアからみた日清戦争」比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争』未来社、1996年。
- 同 「日清戦争をめぐる国際関係—欧米の史料と研究」『近代中国研究彙報』18号、1996年。
- 同 「近年の中国における日清戦争史研究について」『阿頼耶順宏・伊原澤周両先生退任記念論集 アジアの歴史と文化』汲古書院、1997年。
- 同 『清末中国における日本観と西洋観』東京大学出版会、2000年。
- 同 編 訳『19世紀末におけるロシアと中国—『クラスヌィ・アルヒーフ』所収史料より』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所「東アジア史資料叢刊」第1輯）巖南堂書店、1993年。
- Lee Yur-Bok, *West Goes East: Paul Georg von Moellendorff and Great Power Imperialism in Late Yi Korea*, University of Hawaii Press, 1988.
- Lensen, George Alexander, *Balance of Intrigue: International Rivalry in Korea and Manchuria, 1884-1899*, University Presses of Florida, 1982.
- Sasaki Yo, “The International Environment at the Time of the Sino-Japanese War (1894-1895):

Anglo-Russian Far Eastern Policy and the Beginning of the Sino-Japanese War,”
Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko, no.42, 1984.

Swartout, Robert R. Jr., Mandarins, Gunboats, and Power Politics: Owen Nickerson Denny and the
International Rivalries in Korea, The University Press of Hawaii, 1980.

Narochnitskii, A. L., Kolonial'naiia politika kapitalisticheskikh derzhav na Dal'nem Vostoke,
1860-1895, Moscow, 1956.

Pak, B. D., Rossiia i Koreia, Moscow, 1979.

付 属 史 料

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所東アジア史資料叢刊第一輯

佐々木揚編訳 一九世紀末におけるロシアと中国—『クラスヌィ・アルヒーフ』所収史料より—巖
南堂書店

一八八八年四月二六日(西暦五月八日)ロシア政府特別会議議事録

極東において起こるかもしれぬ事件に備えてロシアの地方当局と露領隣接アジア諸国駐節の我々の代表との行動様式を統一するために、極東における我々の政治的立場に対する政府の見解を明確にすることが、外務省と沿アムール総督とによって不可欠と認められた。それ故、これらの諸問題は、一八八八年四月二六日〔五月八日〕、侍従武官長コルフ男爵〔沿アムール総督〕とアジア局長ジノヴィエフ三等文官との共同討議にかけられた。

この数年来の経験が証明しているように、これら地域における我々の政治的利益は、朝鮮の占める地理的位置の故に、主として朝鮮をめぐるものとなっている。それ故、同国に関わる諸問題における我々の行動様式を明確にすることは、我々の政策の合理的運営をとりわけ促進するはずである。

侍従武官長コルフ男爵と三等文官ジノヴィエフとの意見によれば、以下の考慮が我々の対朝鮮態度の基礎とならねばならない。

I ロシアによる朝鮮の獲得は望ましいか、それから如何なる結果が予期されるか？

朝鮮の獲得は、我々に如何なる利益も約束せぬばかりか、必ずや極めて不利な結果をもたらすであろう。

朝鮮は極めて貧しい国であって、とりわけ太平洋沿岸の我が領土に製造業が存在せぬ故に、我々にとって有利な通商市場となりえない。朝鮮はかなりの鉱産資源をもっているとの推測があるが、この推測が現実のものとなるには、資源の開発にかなりの出費が必要となるであろうし、これはいずれにしても早期に埋合せられることはないであろう。

朝鮮は満州の側面に位置し、或る条件のもとでは我々によって重要な戦略的基地に変えられようが、この基地のもつ利点は、その防衛に伴なうであろう困難・不便のために、其の意義を失ってしまおう。朝鮮は我々が十

分な軍事力を保持している中央部からあまりにも遠く、沿アムール軍管区における限られた手段をもってしては、我々の領土の拡大はどのようなものであれ我々にとって重荷でありすぎ、三方を海で囲まれた朝鮮の長大な海岸線を防衛する任務を負わされる場合には、とりわけそうであろう。

最後に、朝鮮の獲得は、我々の清国に対する関係ばかりでなく、同じく朝鮮に目論見を持つイギリスとの関係をも損なうであろう。我々の立場は、日清提携に鑑み、あらゆる点から見て極めて困難なものとなる。

II 朝鮮の側からの危険は我々に対し脅威となりうるか？

朝鮮は、それ自体としては取るに足らぬが、その弱体性の故に、もしいずれかの隣国の支配を受けるならば、我々を敵視する諸目的の具に変わりうるであろう。

清国も日本も朝鮮に対し目論見を抱いており、両国の朝鮮との歴史的関係がその基礎となっている。

日本については、一八八四年ソウルで発生した事変の時以来その野心に満ちた企みは清国の側からの強力な抵抗に遭遇し、このため日本はその朝鮮観を改めざるをえなくなった。この衝突に起因して日清間に生じた誤解は、同年天津で成立した協定〔一八八五年四月一日調印の日清天津条約〕により除去され、両国は、同協定により、朝鮮から撤兵すること、及び相互に予告することなしには再び朝鮮に派兵しないこと、を約した。その時以来天皇政府は、自らを清国との衝突という危険にさらすことを賢明ではないと考えて、朝鮮に対するあらゆる私的企みを放棄したのみならず、漸時同国の将来の運命に対する完全な無関心を表明しさえし、ようやく最近になって、同国を清国の侵略から防衛するための手段について再び配慮を示すようになった。かかる日本の政策路線は我々の見解と全く一致し、我々は、この路線をとる東京内閣を支持することに努めねばならない。

清国は朝鮮の運命に対してより強い影響を及ぼすことができ、その朝鮮との関係ははるか昔にさかのぼるものである。清国がその比較的高度の文明と威光との故に近隣の弱小藩属諸国に対して有している魅力は、朝鮮においても全能であり、朝鮮人民は、これまで一度も中国皇帝の圧制を経験したことがなく、且つ一再ならず中国が日本による侵入の企てから朝鮮を救ってくれたことによって、より一層衷心から中国皇帝の帝国に対し敬意を抱いている。朝鮮国王とその側近たちの見方がこれと異なっていることは事実であり、近年あまりにも押しつけがましいものとなった北京政府の後見から免れるために、彼らは自国に完全独立の保障を得ることを望んでいる。だが国王の努力は民衆の支持をうけておらず、彼の自由になる物質的諸力は、とりわけ列強の大部分が朝鮮の運命に対し無関心であることを考慮すれば、かかる企図を実現するにはあまりにも僅少である。

もし清国の朝鮮に対する後見が、両国間に存在する伝統的関係の保全について配慮することにとどまるならば、我々はこの慣行に反対する理由をもたぬばかりか、かえってこれに共鳴しうるであろう。それというのも、上記の関係は、ある程度朝鮮不可侵を約束するものとなり、列強は常に、清国との衝突に至ることを恐れて、その無力な隣接藩属国に対する侵害の企てを断念するであろうからである。遺憾なことに、清国政府は、最近まで存在した関係の保持では満足せず、我々の架空の企てなるものによって抱くようになった危惧の念と近年その内部よみがえってきた自負心との影響のもと、いずれ朝鮮を清国の一部にしてしまうことをねらって、朝鮮の内政さえも自己の統制下におかんと努めている。もしこの企みがいつか実現するならば、南ウスリー地方における我々の立場は極めて危険なものとなる。それというのも、我々の側面には、弱体で危険のない隣国に代って、清国が立ち現れることになるが、清国は種々様々のかなりの物質的諸手段を所有し、北京ではその増強に真剣な注意が払われており、また清国は我々の辺境の近傍に良港を保有しているからである。その上、フランスとの衝突の結

果が清国にとり不足のないものであった結果、清国は、自己の強靱性についての自覚と、フランスの前例は他列強をして清国の利益に関わる問題については極めて慎重な態度をとらしめることになろうという確信とに、満ちあふれている。列強の大部分は、朝鮮貿易から得られるかもしれぬ利益についての期待を裏切られたので、清国の側からの朝鮮独立侵犯の脅威に対しては全く無関心な態度を示しており、且つ北京政府との友好関係の維持を何よりも重視している故に、我々は以上の徴候全てに一層真剣な注意を払わねばならない。他方イギリスは、清国皇帝の帝国をロシアとの衝突に際しての当然且つ信頼できる同盟国と看做して、蓋し清国の大官たちの自負心と野心に満ちた企みとを鼓舞しており、その上、もしロシアが〔朝鮮〕半島上に確固たる地位を占めた場合に朝鮮から得るであろう利益を、清国は朝鮮領有から引き出すことはできぬであろう、と確信している。例えば英清の定期刊行物がかかるとイギリスの政策路線を表明しており、ロシアの企みに関する清国人の懸念を強く支持している。

III 清国の対朝陰謀に対抗するために我々がとらねばならぬ措置は如何にあるべきか？

いずれ朝鮮を清国の一省に変えてしまおうとの企みが北京に存在することを疑うのは困難であるが、それにもかかわらず、朝鮮の国内問題に対する清国の断固たる干渉の機会、大部分、ある状況の結果として生じたことを見落してはならないのであって、かかる状況は、清国人の特徴たる極度の猜疑心と外部からの組織的な教唆とを考慮すれば、実際、我々と朝鮮国王との間に秘密の交渉が存在するとの疑惑を抱かせる契機となりえたのであった。国王がソウル駐在の我々の代表に対し、自らをロシアの保護下に置いてほしいとの要請を含む書簡を渡したときがそうであった。北京の支配層が抱いている自負心にもかかわらず、ロシアとの公然たる衝突に至るかもしれぬという懸念が、清国をして、朝鮮の隷属を直接指向する措置をとることを思いとどまらせ続けているのであって、一八八六年における直隸総督李鴻章の行動様式がこれを証明している。彼は、与えられた課題の困難なることを理解して、北京から命ぜられた強硬措置の実行に着手する決断をせず、露清両国の今後の対朝関係を明確化するために、我が北京駐在臨時代理公使と会談することを選んだ。一八八六年一〇月天津で成立した協定はこの会談の結果であって、これに基づき、露清両国は、朝鮮不可侵を犯す企てを控える義務をおうことになった。この義務は、朝鮮の清国に対する藩属関係を保障する条項をその中に含めよとの要求が北京からなされたために、最終的な文書形式にまとめられることはなかったが、それにもかかわらず、我々は、その時以来、この協定に公然と違反したとして清国を非難する機会を有していないのである。

昨年六月、我が北京駐在公使は、ドイツ公使から秘密裡に伝えられた情報に基づいて、清国皇帝の政府は〔朝鮮〕王国を〔清国の〕一省に変えんとする試みがもたらすかもしれぬ危険と困難とに気付き、当面はこの計画の実行を考えておらず、朝鮮で騒乱を引き起こすことを望んでいない、と報告してきた。

だが朝鮮に対する北京政府のこのような態度は、同国における清国の影響力の強化を目指す他の措置を清国がとることを排除するものではない。こうした措置は、李鴻章のソウル駐在代表たる袁〔世凱〕の国内問題への干渉、〔朝鮮〕人民の上層階級を清国側に引きつけんとする努力、図們江上流地方の朝鮮領土の個別的獲得、さらに、満州と日本海とを連結するために朝鮮と協定してゴシケヴィッチ湾〔造山湾〕へ至る朝鮮領土經由の道路を開設せんとする清国の努力、という形をとっている。

これらの個々の問題全てに対する我々の直接的干渉は、我々を清国政府との果しない論争に巻込むであろうし、また同時に、後者が平和的手段で朝鮮における影響力を強化せんと試みるのを阻止することも殆どできない

であろう。それ故、我々は、一八八六年天津協定の精神に則り朝鮮領土不可侵を犯す企てを許さぬ、という態度をとるにとどまるべきである。だが、清国との公然たる闘争は、最も望ましくない場合には、我々に巨大な犠牲を強要し且つ我々自身の領土をも危険にさらすことになりかねぬ事態であるので、清国をして上記協定を遵守させるための手段は、主として、我々が、自らの威厳は勿論保ちつつも、あらゆる挑発的な行動を差し控えること、及び、北京とソウルに駐節する我々の代表が各任地国政府に対し精神的感化を及ぼすこと、であらねばならない。

我々は、我々自身が朝鮮に対し目論見を持っているという、我々を敵視する清国人の抱いている疑念を揺るがし、且つ、天津協定の厳密な遵守は我々を完全に満足させると彼らに確信させるよう、努めなければならない。

アジア人に尊敬の念を起させる手段は自信である、ということを考えて、我々は、我々が清国人の企みを恐れているとの観念を抱かせる機縁を彼らに与えてはならない。このため我々は、上記協定が侵害されぬ限り、清国・朝鮮関係に対してはできるだけ寛容な態度をとらなければならない。

朝鮮の清国に対する藩属関係については、朝鮮国王自身が一八八四年六月二五日〔七月七日〕のソウル条約調印の直後にその存在を表明しているが、この問題は未だ明確にされていない。だが、必ずや不毛の論争を招来するであろう過度の要求を提出する機縁を清国政府に与えぬために、この問題は、如何なる形においてであれ、提起されてはならない。たとえ清国自身がこの関係の明確化を我々に要請してくる場合であっても、なるべくこの微妙な問題についての討議を避け、清国大官に対し、我々は朝鮮・清国間に存在する伝統的關係は拒否せざるも、これは朝鮮と欧米列強との諸条約により朝鮮に保障された特権の全き保持という条件のもとにおいてのことであって、しかもこれら諸条約のうち初期のものは清国政府の協力を得て締結されたのであった、と回答することが必要であると思われる。

現在のところ、近い将来において清国の側から天津協定の明白な侵犯があらうと危惧する理由は存在しない。しかしながら、同協定に先立つ交渉の際に、李鴻章は、北京政府は内乱を停止させるために一時的に朝鮮に派兵せざるをえなくなるかもしれぬ、朝鮮政府は十分な軍勢力を保有しない故に内乱を鎮圧できぬだろう、と述べていた。同様に、一八八四年天津において日清両国全権代表の間で取決められた協定〔一八八五年の日清天津条約〕は、或る情況のもとにおいては清国軍部隊の一時的派遣を認めている。清国政府がかかる措置をとるのを何としても思い止らせることが必要であるが、もし我々の主張が所期の成果をあげえない場合には、天津協定によって我々に保障された権利に基づき、清国政府に干渉目的について説明を求め、且つ我々は清国軍部隊が与えられた任務を達成し次第速やかに朝鮮から撤退することを期待する旨同政府に理解せしめなければならない。

もしそのあと、一時的干渉というのは口実にすぎず、その背後には、朝鮮に自国軍部隊を駐屯させ揺ぎない支配を確立せんとする清国政府の意図が潜められているのが明らかとなった場合には、清国に対し圧力を加えるという措置をとらねばならぬだろう。かかる圧力行使は、もしそれが我々の全般的な政治情勢に合致するならば、その手段は、我々の清国との長大な国境、就中清国の統治権がなお安定していない西部国境において、容易に見出されうるのである。だが、朝鮮に起因する清国との戦争はあらゆる点からみて望ましくない事態であるので、中国海域における海軍の示威か、或いは、なるべく我々との国境に近い朝鮮海岸上のある地点の占領が、我々の側からとりうる最後の手段であって、後者の場合には、清国政府に対し、我々は清国側が朝鮮から部隊を撤退させ次第我々も直ちに占領地から引揚げの旨声明すべきであろう。

同時に、ソウル駐在の我々の代表は、朝鮮政府との交渉においては、以下の考慮に従わなければならない。

朝鮮はそれ自体としては全く無力であることに留意して、朝鮮政府がその対清関係を変更せんと企てるのを阻止し、且つ同政府に、清国の干渉の誘因となるかもしれぬことは決してなさぬよう、忠告することが必要である。

朝鮮の利害関係を我々の排他的保護のもとにおくことは、我々にいかなる利益も約束せぬばかりか、我々を困難に巻込むことになるかもしれぬ故に、朝鮮政府が外国の援助を必要とする場合が生じた際には、同政府に対し、ソウル駐節の外国代表全員の助力に頼るよう忠告せねばならない。

朝鮮の国内問題に対する我々の干渉は、極めて慎重なものでなければならず、且つそれが同国内の争乱や紛糾を抑えうる場合のみに、厳しく限定されねばならない。

朝鮮の国際的地位を保障する最も望ましい方途は、その生活水準の向上ということにあり、朝鮮政府の注意はとりわけこの目標に向けられねばならない。

全外国列強のうちで、北米合衆国のみが、これまでのところ、清国の朝鮮に対する野心に満ちた企みを鼓舞することを望まぬ態度を示してきた。それ故我々は、アメリカの影響力を我々に敵対するものと看做す根拠を持たぬ。朝鮮国王の側近には、外交顧問という資格でデニーなる米人がいるが、彼は、並々ならぬ誠実と根気とをもって、朝鮮の利益を清国大官たちに対して保護してきた。だが彼は、その立場の困難さの故に、辞職するつもりでおり、ソウル駐在の我が臨時代理公使の報告から明らかな如く、現在ソウル駐節のアメリカ弁理公使であるデインスマア氏が彼と交代すると考えてよい理由がある。他方朝鮮政府は、朝鮮軍編成のために米人教官を派遣する問題について合衆国政府と交渉を開始した。我々は、この措置に反対する理由を持たぬが、同時に、この上清国政府に疑念を起こさせぬために、それをあまりに公然と激励してはならない。この場合、我々にとっては自制ということが必要不可欠である。何故なら、もし朝鮮が困難な状況に陥った場合、合衆国政府がどの程度まで朝鮮に援助を与えようとするのかを、我々は知らぬからである。

さらに、〔朝鮮〕国内秩序維持の必要を越える規模にまで軍事力を増強するよう朝鮮政府を激励することは、我々の利益と合致しないであろう、ということをつ言しなければならぬ。この規模を越える軍隊は、外国の侵略企図に対し朝鮮の安全を保障するものとはならぬであろうし、むしろ、朝鮮の貧困の故に、容易に同国にとっての重荷となり、かかる場合には、清国の出費で維持されることになって、清国軍の前衛を構成することにもなる。

朝鮮情勢に対し東京で抱かれている見解は、前述の如く、我々の利益と全く一致する。それ故、我々は、困難が生じた際にその協力を利用できるように、この問題に対する我々の態度が私欲なきものであることを最終的に天皇政府に納得させるよう努めねばならない。

以上の考慮を好首尾に実現する上で最も重要な条件の一つは、北京、東京、ソウルに駐節する我々の代表たちが、相互に、また沿アムール総督との間で、絶えず連絡をとることである。

侍従武官長コルフ男爵
三等文官ジノヴィエフ

批評文(金度亨)

この論文はロシアの対韓政策と朝露関係の観点から日清戦争を把握しようとする論文である。当時韓半島をめぐる清国と日本の対立は日清戦争に至ったが、この過程で西欧の列強もそれぞれの立場から東アジア政策、韓半島政策を樹立し、これを貫徹させるため努力した。特に当時の朝鮮は清国の属邦化政策から抜け出すためロシアに接近し、これと関連して巨文島事件も起こった。ロシアは朝鮮と国境を接している韓半島の情勢変化が直接波及するという点からこれに対処していた。韓半島をめぐる国際秩序は、単純な清国と日本の対立としてのみ成立するものではなく、国際的な形態の縮小版として進行していった。ロシア極東政策の樹立と変化過程を検討し、これを日清戦争と連結させて把握しようとしたこの研究は、この点で非常に重要な主題になるといえる。

佐々木教授はすでに行った自己の研究をもとに、特に典拠をつけずに概括的な形態で論文を作成した。すでに別の研究で究明し、新しい資料や内容がないため、そのようにしたものと推測される。そしてこの論文を通じ次のような点を明らかにした。(1) 初期においてロシアは朝鮮の鎖国状態の維持を志向した。(2) 国際関係の進展にともなって朝鮮と条約を結び国交を樹立した後は、清国が朝鮮に対して武力的に干渉し併合しようという点を懸念して朝鮮の清国からの自立志向に実に慎重な態度を取った。(3) しかしロシアは清国の朝鮮に対する支配権強化と朝鮮併合を懸念しながらもこれを阻止する手段を持ち得なかった。(4) 1886年8～10月には天津で李鴻章とロシア北京駐在臨時代理公使ラデュジェンスキーの間に「両国政府は朝鮮の現在の状況を変えず永遠に朝鮮の領土内に土地を占拠しないことを約束」した。しかしこの約束は成文協定に引き継がれず口頭声明にとどまり、以後これを成文化しようという努力はなされなかった。(5) 日清戦争開戦期のロシア極東政策は、朝鮮の現状維持を主目標とする消極的政策であり、朝鮮侵略については日本よりは清国に集中していた。(6) 清と日本の対立が戦争に進展していくことを防ぐためのロシアの仲介努力はあったが効果がなく、日清戦争の時期でもロシアは依然として以前からの極東政策を踏襲し朝鮮の現状維持を脅かすものと理解し、日本の政策を理解できなかった。(7) 日清戦争以後、日本の満州侵略の危険性を認識して対日干渉(三国干渉)を行い、積極的に日本と対立する路線に変化した。

この論文の結論はロシアの極東政策の変化を追求しながら、これを韓半島問題とつなげたものとして意味がある。しかしこの論文は、近代の韓日関係と構造的に結合して把握できない面からは多少不十分な点がある。第一に、当時の韓日関係の核心は、韓半島をめぐる国際情勢の中で、日本の侵略過程と、これとあわせて国際列強の間の力学関係を明らかにすることである。この点から見れば、ロシアを中心として日清戦争を見ることは本格的なアプローチ方法であるとは言えない。ロシアの朝鮮への関心が清国を牽制することであるとのみ分析し、結局日本の朝鮮侵略の実像を明確に表すことができていない。

第二に、ロシアの極東政策を中心に考察するためにも、朝鮮におけるロシア認識の変化過程を同時に検討する必要がある。周知のように当時の朝鮮ではロシアを非常に恐ろしい存在として認識、すなわち恐露意識が存在し、このような点は1880年代初めまで持続した。それから清国の属邦

化から脱するためにロシアに接近し、2度にわたる「朝露密約」の試みがあった。そして日清戦争以後にも、親日的な甲午改革政権を倒したのはロシアと繋がっていたいわゆる親露勢力であった。彼らは大韓帝国を樹立し、近代化事業を推進しながらロシアの近代改革に注目し、これを受容しようと努めた。このような点が同時に考慮されねばならないだろう。

第三に、ロシアの政策に対する日本の対応も同時に分析されねばならないだろう。本共同研究は韓日関係であるので、日本の対露政策と朝鮮問題を扱わねばならないということである。日本は韓半島支配のために清国との対立はもちろん、ロシアの干渉も克服しなければならなかったためである。ロシアの極東政策の行方は、日清戦争以後本格的に推進されたといえる。この論文は三国干渉以後ロシアの積極的な極東政策、満州政策を理解するための前史を明らかにし、その政策の変化をよく理解できるようになっている。しかしより重要な時期はまさに日清戦争以後である。ロシアを中心として韓日関係を見ようとするならば日清戦争以後の日露戦争に至る時期を本格的に扱わねばならないだろう。